

小値賀町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年 3月30日
小 値 賀 町 長
小 値 賀 町 議 会 議 長
小 値 賀 町 教 育 委 員 会
小 値 賀 町 選 挙 管 理 委 員 会
小 値 賀 町 代 表 監 査 委 員
小 値 賀 町 農 業 委 員 会

小値賀町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、小値賀町長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課において本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

全部局

平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の人数を1人以上にする。

平成32年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成26年度の実績(7.7日)より3割以上引き上げ、10日以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

全部局

平成29年度より、係長・班長・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

平成28年度より、超過勤務の縮減に向け、予算編成のタイミングに合わせて町長から全職員向けのメッセージを発信する。

課内の人員配置等によって育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付き採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

管理者に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。

安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

(以上)